長与町農業委員会会議録

平成２９年１１月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年１１月農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年１１月２７日（月）　　９時３０分から１０時１０分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。平成２９年１１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、全員の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成２９年１１月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１０番、山本純博委員、１１番、上杉司委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についてが１件、第２号議案農用地利用集積計画についてが１件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についての１件目の説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について、議案書の№.１をお開き下さい。整理番号１０、（３－１）申請地が長与町斉藤郷（地番）、畑、１，３４７㎡。同じく（地番）、畑、７０９㎡、同じく（地番）、畑、５３３㎡、同じく（地番）、畑、１，０２５㎡、同じく（地番）、畑、１，１８１㎡、同じく（地番）、畑、５１２㎡、計５，３０７㎡。農地区分は、農用地区域の６筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、贈与での所有権移転です。所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、高齢になってきたので、後継者である譲受人に当該地を贈与するということです。譲受人の世帯は労働力が４人で、耕作地は、畑が４，６１４㎡、樹園地が３，７４９㎡、貸付地が１，４２７㎡、合計耕作地が９，７９０㎡です。備考欄の記載もれになりますが、市街化調整区域になります。

申請地を申しあげます。次のページの№.２をお開き下さい。斉藤郷（施設名）から農道に入りまして、時津町との町境になりますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　現地確認を担当推進委員さん坂本謙二さんから補足説明はありませんか。

推進委員７　番　今月の２２日に午後から現地立会いに行いました。関係者渡邉委員他役場含め５名となってます。現地の方は、図面で言いますと一番下のところは、みかんとなっていまして、それからちょっと上ったところは、（地番）、農地調査をしたときに、山の状況で山と記入したところでした。そのうえ、黄色のところは、根菜類が植えてあった。それとピンク（地番）水色

が重複しているところもあると思いますけど、大きなハウスがありまして、花をメインに作ってあります。それと一番左端(地番)、耕作放棄地の土地の所にみえたんですが、立会いのときは草を刈っている状態でした。この案件は贈与ということで、特に問題はないと私は思いました。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

９　番　　坂本さんが言われるとおり、(地番)、(地番）は、かずら山です。１０年ぐらいはやっていない。(地番）は雑木です。一筆調査では赤です。但し今回は草が払ってあります。息子さんはどうするのですかと本人にお尋ねしたら、息子がどうするかわからないという返事ですので、また元通りになるんじゃないかと予想しました。贈与ですので、いいかなと思いました。以上です。

議　長　　ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、ご意見・質問はございませんか。それでは、質問をきりたいと思います。この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認】

議　長　　はい、ありがとうございます。全員ですので許可することに決定いたします。続いて、第２号議案農用地利用集積計画について審議に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画についてに入りますが１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆です。長与町岡郷（地番)、畑、３，１１５㎡の一部１，０３４㎡、同じく（地番)、畑、３０４㎡、合計１，３３８㎡です。

利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物名は、(地番）は野菜で、(地番）は、みかんです。平成２９年１２月１日から平成３４年１１月３０日までの５年間です。継続になります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線〇〇公園、〇〇バス停付近から〇〇岳方向へ入って図のような場所が申請地、岡郷（地番)、岡郷（地番）となり

ます。以上で説明を終わります。

議長　現地確認をしました柳原弘推進委員さんから補足説明はありませんか。

推進委員８番　現地確認を２２日の日に田中委員と役場の関係者と行いました。この地図の中の赤塗りのところは、以前野菜をほかの農家の方が作っておられました。今のところ野菜がすぐできるような農地でございまして、荒廃農地になるよりはいいかなあと思い問題はありません。青塗りのところのみかん畑は、みかん畑をしっかり管理されていました。別に問題はありません。以上です。

議長　続いて、田中農業委員さんからありませんか。

６番　柳原委員さんが申し上げたとおり別に問題はございませんが、赤の野菜という欄は、立会いをしたとき、事務局は新規と言われましたが事務局、僕たち委員としては利用集積ですから別に問題はありませんが、事務局としては、新規と継続は県あたりの取り扱いが違ってくるんではないかと思っています。新規か継続か、事務局、この前は新規と言われました。野菜を作っている方は立会いのとき、新規と言われました。どっちですか。

議長　事務局。

事務局　訂正させて頂きます。継続でお願いします。

６番　継続だと、今推進委員さんが説明されたのと変わってきます。推進委員さんは、今まで別の方が野菜を作っておられましたと言われました。なたね等を植えてありましたと。新規ですと。（氏名）さんは別の（氏名）さんの勘違いではないでですか？継続なら、前から（借主）が作っていたということで、継続してまた作りますよとなりますが、新規になっています。我々委員はいいが、事務局が、新規と継続では色々と書類上違うのではないですか？県に利用集積とか届出をするでしょ？どちらかという事をはっきりしないと。だから、本人を立会いに出してくださいと僕は言いました。本人がいないとわからないから。（借主）が前から作ってまた自分が作るんだと申出ると継続になりますが、私の認識では、別の方が作っていたと思います。だからどっちかと聞いています。新規か継続か本人に聞けばすぐ分かることです。委員会には別に問題はない。事務局のほうは事務処理の問題で何も問題はないのか僕は

尋ねました。

事務局　後で確認をさせていただきます。

議長　これが新規、継続は別として、この方（貸主）が（借主）に貸すことに問題はないか。
事務局その件についてよく確認をお願いします。それでは他にありませんか。
はい、渡邉委員。

９番　この場所の（地番）の現地を見ました。事務局が何か勘違いがあった件で（地番）の場所は間違いないですか。

事務局　間違いありません。

９番　了解。

議　長　他に質問はありませんか。それでは、質問を打ち切りたいと思います。それでは説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が無い方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認】

議　長　はい、ありがとうございます。挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。それでは、次の報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用報告の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、夫（氏名）さんは会社員、妻(氏名)さんは教員です。譲渡人は、(氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、職業は、団体役員です。２．土地の所在等、土地の所在ですが長与町高田郷（地番）、地目、登記簿山林、現況　畑、面積２０

４㎡。３．転用計画は、住宅用地、所要面積１０４．１５㎡。４．申請日は平成２９年１１月６日。５．専決処分の日は平成２９年１１月１７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１１月２７日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、（施設名）、○○バス停、（病院名）、（病院名）の間が申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　はい、それでは只今の事務局の報告について質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次の報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）。譲渡人は、（氏名）さん長与町吉無田郷（地番）。（氏名）長与町吉無田郷（地番）。（氏名）さん長与町吉無田郷（地番）。（氏名）さん長与町吉無田郷（地番）。（氏名）さん長与町吉無田郷（地番）。２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町吉無田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、荒地、面積１６０㎡。同じく吉無田郷（地番）、地目、登記簿、畑、現況、荒地、面積２５５㎡、計４１５㎡です。３．転用計画は、住宅用地、所要面積１，１４３．９１㎡の内、４１５㎡。４．申請日、平成２９年１１月２０日。５．専決処分の日、平成２９年１１月２４日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年１１月２７日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。県道長崎多良見線から、○○方向に上り、○○バス停から図のように入った所が、申請地、吉無田郷（地番）、吉無田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議長　　この件について質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長

　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。それでは、行事報告についてお願いします。

【この後、平成２９年１１月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。